

## 平成30年7月豪雨に係る住まいの確保について

平成30年11月1日

内閣府防災担当

### 1 応急仮設住宅への入居迅速化

避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅に移っていただけるよう、7月17日付けで事務連絡を发出。

(事務連絡の主な内容)

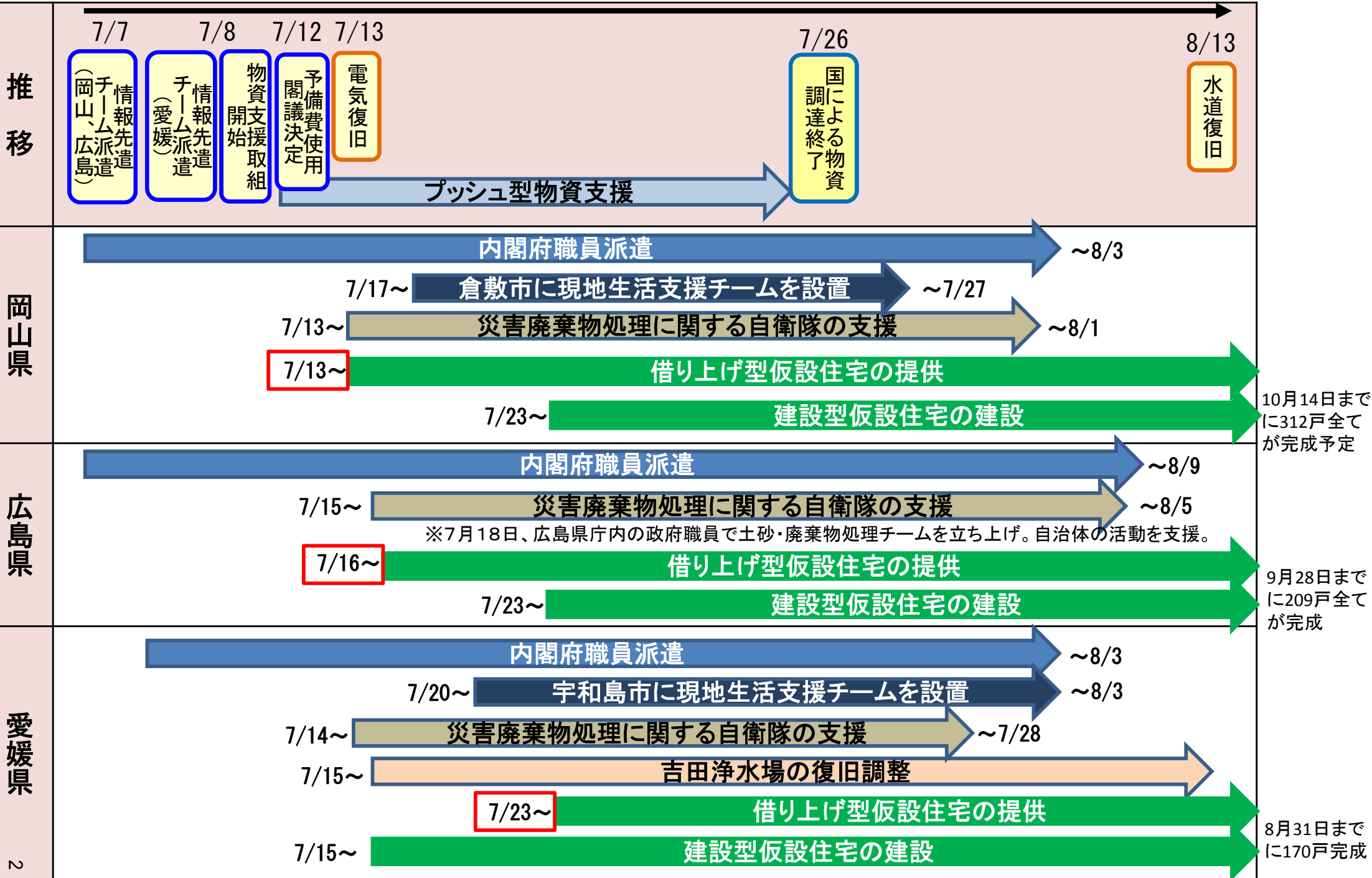
- ① 「半壊」であっても水害により住宅として再利用ができない場合や、地すべり等により避難指示等を受けているなど長期にわたり自らの住居に居住できない場合についても、応急仮設住宅に入居が可能であること。
- ② 借上型仮設住宅(みなし仮設住宅)を提供する場合の対象経費は、家賃、共益費、敷金、仲介手数料、火災保険料のほか、管理費及び入居時鍵等交換費も対象になること。

### 2 公営住宅・国家公務員住宅へのクーラー設置

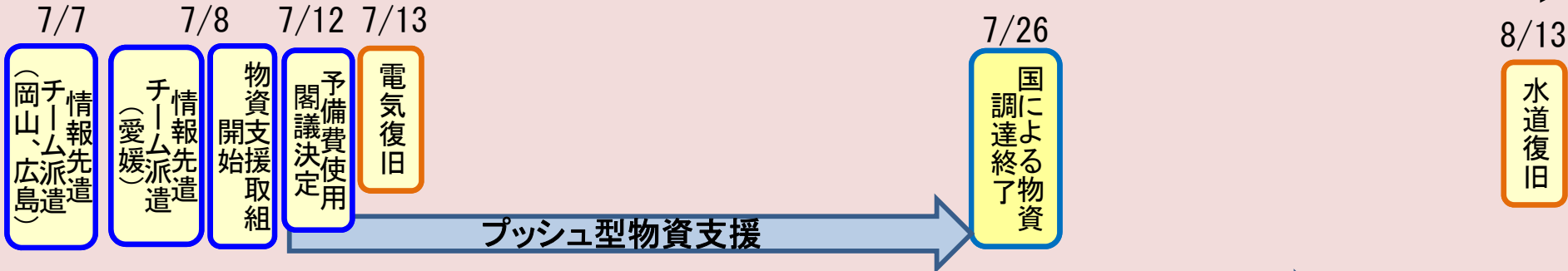
酷暑対策の観点から、プッシュ型の経費として確保した予備費を活用し、公営住宅・国家公務員住宅に被災者が入居した場合に、国費でクーラーを設置。

# 平成30年7月豪雨(現地の時系列活動状況)(生活支援関係)

H30.10.11 平成30年7月豪雨に係る初動対応検証  
チーム第2回会合 資料1 P.11から抜粋・加工



推移



岡山県

広島県

愛媛県

## 1. 住まいの確保

### 1) 現地の状況

- ・被災経験の少ない地域では、自治体職員、地元事業者ともに、仮設住宅提供等の被災者支援に関する知見が不足。
- ・自治体における危機管理部局と福祉部局、土木部局等関係部局間での連携や情報共有が必ずしも積極的に行われていなかった。
- ・応援職員も含めて、罹災証明書交付のための家屋被害認定調査の経験者がいない自治体では、調査開始が遅れる傾向にあった。
- ・全壊判定であっても応急修理を選択する被災者が多い等、地震災害とは異なる状況があり、建設型仮設住宅の必要戸数の判断が困難であった。
- ・災害救助法の事務委任を受けた市町村で、建設型仮設住宅を県、市町村のいずれが主導するのか、混乱が見られた。
- ・市全体では借上型仮設住宅を十分確保できているものの、被災地域に存在しないために、建設型仮設住宅を希望する声の大きい地区もあった。

### 2) 好事例

- ・政府チームの派遣により、省庁連携による横断的支援を迅速かつ効率的に行うことが出来た。(仮設住宅建設地の確保、建設地での水道復旧等)
- ・メーリングリストを通じ、他の被災地への派遣職員との情報共有や本省からの最新情報の提供が行われ、現地対応を的確に進めることができた。
- ・借上型仮設住宅の申し込みを先行させ、その状況を踏まえつつ建設型仮設住宅の建設戸数を検討する進め方が効果的であった。
- ・国、県の関係部局による打ち合わせを行った結果、県の土木部局による建設型仮設住宅着工の意思決定が速やかになされた。
- ・応急修理を希望する被災者のための、専門家による建築相談や工務店リストの提供等、関係団体や民間を活用した取り組みは有効だった。

### 3) 教訓事項

- ・避難所生活からの早期移行のためには住まいの確保が重要であるため、自治体内の土木部局と福祉部局が連携する体制を早期に構築すべき。
- ・浸水被害に対し、浸水深により簡易的に被害認定調査を行う場合には、被災自治体への丁寧な説明が必要。
- ・災害救助法の事務委任を受けた市町村に対し、その趣旨を十分説明する必要がある。また、市町村内での災害救助法担当部局と建築部局の情報共有を図ることが必要。

## 2. 自治体支援

### 1) 現地の状況

- ・市町村にニーズの聞き取りを行っても、国への要望を整理できない状況があったほか、自衛隊への要請を市町村が躊躇する場面が見られた。
- ・被災県において、人的支援に対する市町村のニーズや対口支援団体の活動状況の把握まで手が回っていない状況が見られた。
- ・他県から災害対応の経験・能力を有する職員が派遣されたものの、単純な業務に従事することとなり、派遣された方が戸惑っているとの声があった。
- ・現地に派遣された政府職員の執務環境やサポート体制(PC、携帯のほか、宿泊先や移動手段の確保等)が必ずしも十分ではなかった。

### 2) 好事例

- ・多くの関係省庁の幹部職員が発災早期から現地入りし、国に要望等を直接伝達するルートが構築された点は、被災自治体から高い評価を得た。
- ・被災自治体での勤務経験者、地元出身者など、被災地に所縁のある政府職員の派遣が効果的であった。
- ・熊本地震等で災害対応の経験がある自治体の技術職員による応援は、被災自治体の体制強化に大きく貢献。
- ・自治体は災害対応に追われており、内部での情報共有が必ずしも十分とは言えないことから、政府職員等外部の者が情報収集を行い、関係部局間の齟齬を解消することは有効。

### 3) 教訓事項

- ・各省庁の人事担当者において、自治体への出向経験がある者等、各都道府県への派遣候補者を予めリスト化しておくことが必要。
- ・自治体からの要請を待つだけでなく、政府として積極的にニーズ把握を行うとともに、自治体に了解を得た上で人命救助や物資運搬等の支援行動を迅速に開始すべき。ただし、全体最適のため、随時政府の活動内容を確認、調整することが必要。
- ・自衛隊の災害派遣による活動内容、時期について、本来任務と民業への影響、自治体のニーズ等との調和を図ることが必要。
- ・災害時には、関係省庁が連携して自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する事が必要。また、関係省庁と連携して想定される支援ニーズに係る基礎的な資料を自衛隊で収集しておくことや、災害時に必要とされる支援に係る自衛隊の初動部隊をパッケージ化しておくことも一案。
- ・政府職員は、全体総括を行う幹部職員と、特定の課題に対応するための実務担当職員とのセットで派遣することが重要。

- ・現地に派遣される政府職員には、現地での業務内容(ミッション)を事前に伝達することが必要。
- ・発災当初は多すぎるくらいの人数を迅速に派遣することが重要。
- ・非常用携帯電話、モバイルPC等、現地派遣時に必要となる機器を各省庁において事前に準備しておくことが必要。
- ・現地に派遣された政府職員の宿泊先や移動手段の確保を補助する体制を構築すべき。
- ・被災自治体等での関係構築、円滑な引継ぎのため、現地に派遣された政府職員を1週間以内で交代させることは避けるべき。
- ・被災自治体には、政府職員以外にも様々なスキームによる人的応援がなされており、そうした組織との連携も必要。
- ・被災市区町村応援職員確保システムの制度に対する理解促進に努めることが必要。
- ・応援側自治体も含め、今回の自治体による職員派遣の対応について意見を聴取し、対口支援の今後の改善につなげるべき。
- ・災害時に被災自治体の職員のみで対応することは困難であるため、応援・受援の為の準備を平時から進めておくことが必要。

# 平成30年7月豪雨における住まいの確保について

平成30年11月  
国土交通省

平成30年7月豪雨の発災後、災害救助法を所管する内閣府と国土交通省・財務省等関係府省が連携して、被災者の応急的な住まいの確保の取組を実施。

## 1. 発災後の初動対応

### ①被災者に提供可能な住まいの確保

- ・発災後速やかに、国土交通省から、全都道府県・政令市及びUR都市機構に対し空室提供の協力を依頼。
- ・発災後速やかに、国土交通省から、賃貸・不動産関係団体に対し活用可能な民間賃貸住宅の情報提供や被災自治体への技術的支援の開始を依頼。あわせて、住宅生産関係団体に対し応急仮設住宅建設に向けた準備や被災自治体への技術的支援の開始を依頼。

※賃貸・不動産関係団体：(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会、  
(公財) 日本賃貸住宅管理協会、  
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会、  
(公社) 全日本不動産協会

※住宅生産関係団体：(一社) プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会

- ・発災後速やかに、財務省から、被災者の方々の避難先やがれき置き場等として、被災自治体に対し提供可能な公務員宿舎等・未利用国有地等の情報を提供。
- ・これら提供可能な住まいの戸数等を把握し、関係府省のホームページにおいて被災者等に対し一元的に情報提供。

### ②被災自治体への技術的な支援

- ・国土交通省・UR都市機構の職員を被災自治体にリエゾンとして派遣し、情報収集、関係府省との連絡調整、自治体への情報提供や技術的支援を実施。

※7月11日～8月31日 被災3県内の自治体に最大5名体制で派遣（詳細は参考資料1）

- ・国土交通省から、被災自治体の求める応援職員の専門性を聞き取り、この点を考慮して応急仮設住宅建設等の災害対応の経験やノウハウのある自治体及びUR都市機構に対し職員の派遣を要請、個別の派遣先を調整。

※7月16日～10月17日 被災3県内の自治体に32自治体等から最大24名体制で派遣（詳細は参考資料1）

- ・賃貸・不動産関係団体及び住宅生産関係団体が現地入りし、被災自治体に対して、応急仮設住宅の提供（借上、建設）に関する情報提供や技術的支援を実施。

### ③被災住宅再建・補修の支援

- ・住宅金融支援機構のコールセンターにおいて、災害復興住宅融資等に係る被災者からの相談に対応。
- ・各自治体における被災者向けの建築相談の実施等について、建築士関係団体等に対し被災県と連携して協力要請するとともに、必要に応じて国土交通省の補助金を活用して支援。建築相談においては主として被災住宅の補修等に関する技術的な助言等を実施。
- ・登録リフォーム事業者団体や工務店団体の協力を得て、被災住宅の補修等に対応可能な事業者リスト（事業者の繁忙状況に関する情報を含む）を作成し、国土交通省から被災県に提供。上記の建築相談等の機会を捉えて被災者に情報提供するとともに、国土交通省等のホームページに掲載して周知。

## 2. 被災者に対する応急的な住まいの提供の状況

<現在の提供状況（10月30日時点）>

### ①公営住宅等（公営住宅、UR賃貸住宅、国家公務員宿舎等）の空室提供

○岡山県、広島県、愛媛県の計：2, 483戸（うち入居決定687戸）

○災害救助法適用11府県（岡山・広島・愛媛を含む）の計：9, 438戸

（うち入居決定883戸）

○全国45都道府県（上記を含む）の計：24, 412戸（うち入居決定935戸）

### ②民間賃貸住宅の空室提供

○岡山県、広島県、愛媛県の計：47, 378戸

○災害救助法適用11府県（岡山・広島・愛媛を含む）の計：117, 900戸

（全国賃貸住宅経営者協会連合会調べ）

※借上型仮設住宅（みなし仮設）の入居決定通知件数

岡山県、広島県、愛媛県の計：4, 118戸

上記3県を含む全体の計：4, 138戸

### ③応急仮設住宅の建設

○3県7市1町で計697戸を建設、693戸が完成（参考資料2）。

（残る4戸は11月上旬完成予定）

- ・岡山県：倉敷市 266戸建設、266戸完成  
          総社市 46戸建設、46戸完成
- ・広島県：呉市 80戸建設、80戸完成  
          三原市 31戸建設、31戸完成  
          坂町 98戸建設、98戸完成

- ・愛媛県：大洲市      60戸建設、60戸完成
- 西予市      104戸建設、100戸完成
- 宇和島市    12戸建設、12戸完成

＜発災後からの住まいの提供の推移＞      （別紙）

### 3. 今回の対応における好事例

- ・関係府省等から派遣された職員（リエゾン）が、被災自治体の現場での疑問や要望を国に直接伝達し、迅速な回答と判断を引き出すことにより、調整が円滑化。
- ・特にリエゾンが地元出身者等現地の事情に明るい者であった場合、緊密な相互理解が進みやすく、一体感をもった対応がしやすい等により、調整が一層円滑化。
- ・応急仮設住宅建設等の災害対応の経験やノウハウの豊富な自治体（岩手県、宮城県、福島県、熊本県、熊本市等）からの応援職員が、被災自治体に対し、応急仮設住宅の業務の進め方等に関する具体的な助言等を行ったほか、精力的に応援業務に従事したことにより、ノウハウの不足する被災自治体の体制が強化され、応急仮設住宅の供給が迅速化。

※借上型仮設住宅における被災者への応募方法等の周知や三者契約の方法に関する助言、建設型仮設住宅における用地の選定や仕様の決定にあたっての助言等

- ・賃貸・不動産関係団体と災害時の協定が締結されていなかった被災自治体に対しても、関係団体がプッシュ型で迅速に現地入りし、情報提供や技術的支援等を行うことにより、借上型仮設住宅の供給が迅速化・円滑化。

※契約書等の関連書類や制度要綱の過去の事例、被災地域の家賃相場等の基礎データの提供、提供可能物件の抽出や、提供住宅所有者や仲介する不動産業者等と自治体の橋渡し

- ・住宅生産関係団体がプッシュ型で迅速に現地入りし、被災自治体に対し、情報提供や技術的支援等を行うことにより、建設型仮設住宅の供給が迅速化・円滑化。

※過去の実績を踏まえた応急仮設住宅の建設フローや関係者の役割分担等に関する助言、提示された建設候補地が実際に使用可能かどうかの現地調査や配置計画案の作成等

- ・公営住宅等や、民間賃貸住宅を活用した借上型仮設住宅を先行して提供できる体制を構築したことにより、早期に一定数の住まいの確保を実現。
- ・被災自治体において応急仮設住宅建設候補地が事前にリストアップされていたことにより、用地選定等の検討作業の円滑化に寄与。
- ・なお候補地が不足する地域においては、災害危険区域や今回浸水したエリアにおける用地選定についても盛り土を行う等により柔軟に対応。
- ・トレーラーハウスの活用、既設木造仮設住宅の移設・再利用（福島県から岡山県に移設）が初めて実現する等、建設型仮設住宅の選択肢が拡大。

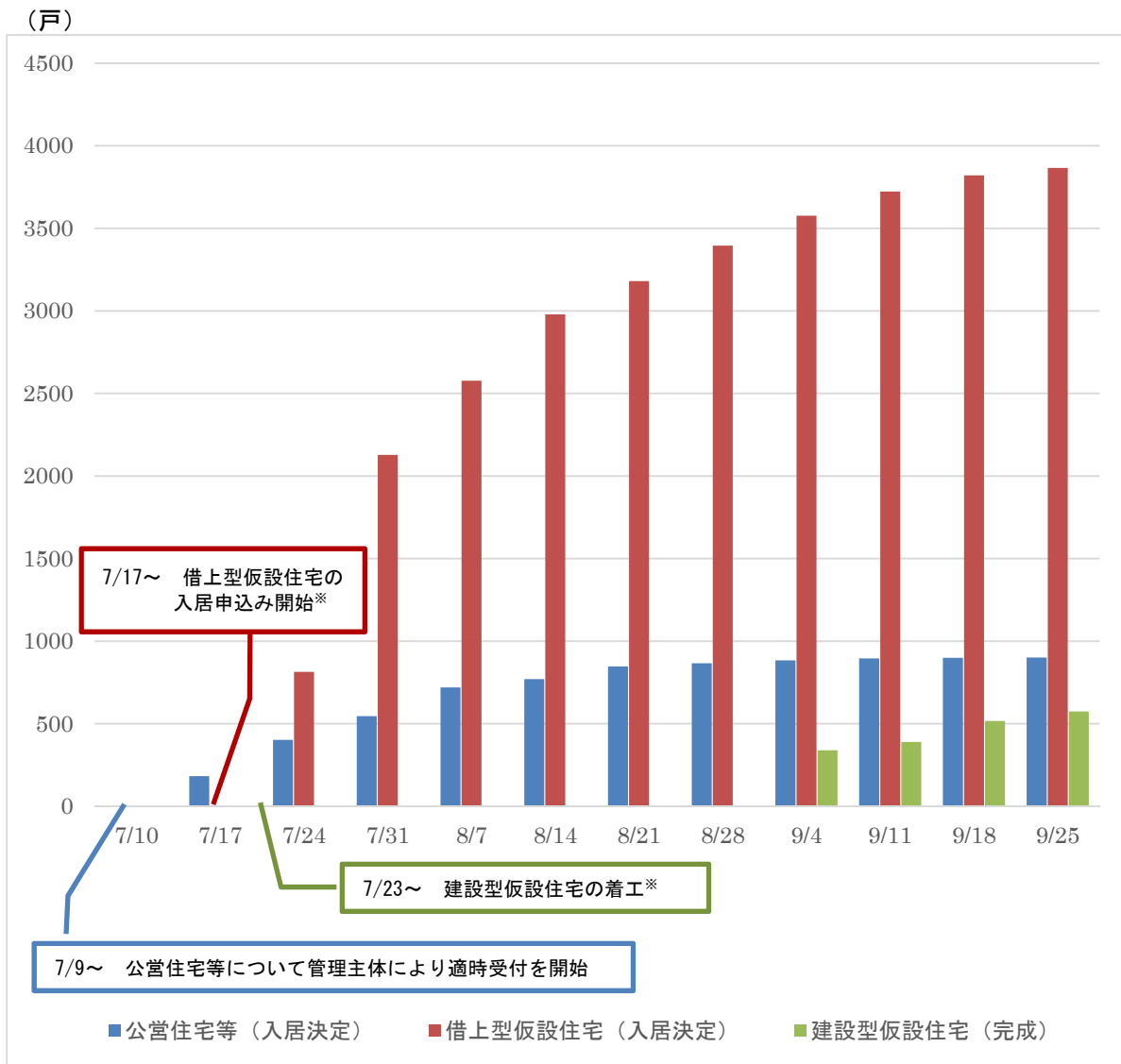


#### 4. 今後の課題

- ・自治体によっては応急仮設住宅をはじめとする災害対応の担当部署及びそれぞれの役割分担が必ずしも明確ではなく、初動期におけるスピーディな対応に支障。特に、災害対応の経験が少ない自治体においては、応急仮設住宅等の制度に関する知識や業務の進め方についてのノウハウがなお不足。
  - 関係府省からの制度周知・情報提供や、各自治体における研修等の平時からの事前準備の充実が課題。
  
- ・発災直後においては、特に建設型仮設住宅の必要戸数の見極めが困難。
  - 住まいの確保を迅速に進める観点からは、できる限り公営住宅等や借上型仮設住宅の提供を先行させ、並行して被災者の住まいに関する意向を把握しつつ、建設型仮設住宅の必要戸数をおおまかに見極めて建設に着手し、入居募集等を通じて順次意向把握の精度を向上する等、柔軟な対応が必要。

## 発災後の応急的な住まいの提供の推移

発災後の公営住宅等・借上型仮設住宅の入居決定戸数、建設型仮設住宅の完成戸数の推移は以下のとおり。



※借上型仮設住宅の入居申込み開始及び建設型仮設住宅の着工に係る各県の状況は以下の通り。

○借上型仮設住宅の入居申込開始日：岡山県 7/17、広島県 7/20、愛媛県 7/23

○建設型仮設住宅の着工日：岡山県 倉敷市 8/3、総社市 8/8

広島県 呉市 7/30、三原市 8/2、坂町 8/4

愛媛県 大洲市 7/23、西予市 7/23、宇和島市 7/27

\*応急仮設住宅 (借上型・建設型) の供給に向けた詳細な動きについては参考資料3参照。

## (参考資料1) 被災地へのリエゾン・応援職員の派遣状況

国土交通省・UR都市機構の職員を被災自治体にリエゾンとして派遣し、情報収集、関係府省との連絡調整、自治体への情報提供や技術的支援を実施。

また、国土交通省から、被災自治体の求める応援職員の専門性を聞き取り、この点を考慮して応急仮設住宅建設等の災害対応の経験やノウハウのある自治体及びUR都市機構に対し職員の派遣を要請、個別の派遣先を調整して応援職員を派遣。(①応急仮設住宅建設、②応急仮設住宅借上、③応急修理)

<b>岡山県</b>	住宅局職員	1名体制	平成30年7月11日(水)～8月28日(火) [リエゾン]
	宮城県職員	2名体制	平成30年7月18日(水)～7月25日(水) ①
	熊本市職員	2名体制	平成30年7月17日(火)～7月31日(火) ②
	熊本県職員	2名体制	平成30年7月23日(月)～8月1日(水) ②
	神戸市職員	2名体制	平成30年7月25日(水)～8月8日(水) ①
	横浜市職員	2名体制	平成30年8月1日(水)～8月15日(水) ②
	川崎市職員	2名体制	平成30年8月1日(水)～8月15日(水) ②
	名古屋市職員	2名体制	平成30年8月1日(水)～8月15日(水) ②
	UR職員	2名体制	平成30年8月8日(水)～8月22日(水) ①
	姫路市職員	2名体制	平成30年8月15日(水)～8月29日(水) ②
	福岡市職員	2名体制	平成30年8月15日(水)～8月29日(水) ②
	京都市職員	2名体制	平成30年8月20日(月)～8月31日(金) ②
	神奈川県職員	2名体制	平成30年8月22日(水)～9月5日(水) ①
	福島県職員	1名体制	平成30年8月22日(水)～8月29日(水) ①
	兵庫県職員	2名体制	平成30年8月22日(水)～9月5日(水) (※1) ①
	大阪府職員	3名体制	平成30年9月5日(水)～9月19日(水) ①
	京都府職員	2名体制	平成30年9月19日(水)～10月3日(水) ①
	福岡県職員	2名体制	平成30年10月3日(水)～10月17日(水) ①
<b>広島県</b>	UR職員	2名体制	平成30年7月12日(木)～8月28日(火) (※2) [リエゾン]
	福島県職員	3名体制	平成30年7月18日(水)～8月6日(月) (※3) ①、②
	新潟県職員	2名体制	平成30年7月31日(火)～8月14日(火) ①
	熊本県職員	1名体制	平成30年8月6日(月)～8月13日(月) ②
	UR職員	3名体制	平成30年8月14日(火)～8月28日(火) ①
	宮城県職員	2名体制	平成30年8月20日(月)～8月31日(金) ②
	愛知県職員	2名体制	平成30年8月27日(月)～9月7日(金) ①
<b>愛媛県</b>	住宅局職員	1名体制	平成30年7月14日(土)～8月31日(金) (※4) [リエゾン]
	岩手県職員	2名体制	平成30年7月16日(月)～7月28日(土) ①
	熊本県職員	2名体制	平成30年7月16日(月)～7月30日(月) ①
	徳島県職員	2名体制	平成30年7月28日(土)～8月11日(土) ①
	大分県職員	2名体制	平成30年7月30日(月)～8月13日(月) ①

長崎県職員	2名体制	平成30年8月11日(土)～8月25日(土)①
高知県職員	2名体制	平成30年8月13日(月)～8月27日(月)①
香川県職員	2名体制	平成30年8月20日(月)～9月3日(月)③
大阪市職員	2名体制	平成30年8月20日(月)～8月31日(金)③
鹿児島県職員	2名体制	平成30年8月25日(土)～9月8日(土)①
東京都職員	2名体制	平成30年8月27日(月)～9月10日(月)①
奈良県職員	2名体制	平成30年9月3日(月)～9月17日(月)③
浜松市職員	2名体制	平成30年9月3日(月)～9月14日(金)③
静岡県職員	2名体制	平成30年9月17日(月)～9月28日(金)③
三重県職員	2名体制	平成30年9月18日(火)～9月28日(金)③

※1：平成30年9月4日(火)～9月5日(水)は1名体制

※2：平成30年8月18日(土)～8月28日(火)は1名体制

※3：平成30年8月1日(水)～8月6日(月)は1名体制

※4：平成30年7月19日(木)～8月3日(金)は2名体制

(参考資料2) 平成30年7月豪雨災害を受けて建設された応急仮設住宅の例



**木造仮設住宅**

(愛媛県大洲市 徳森公園仮設団地)



**プレハブ仮設住宅**

(広島県呉市 安登公園応急仮設団地)



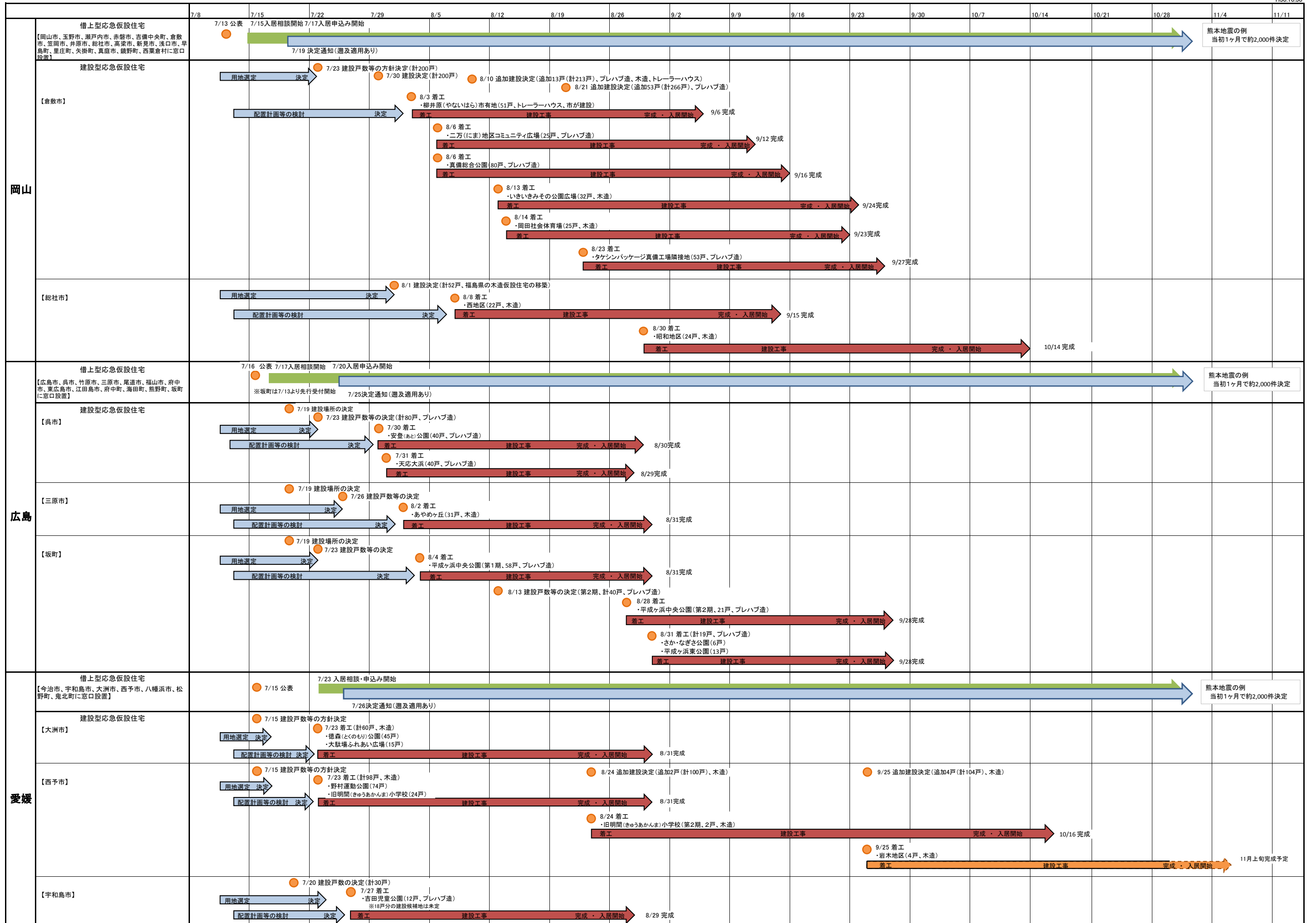
**既設仮設住宅の再利用 (福島県から移設)**

(岡山県総社市 昭和地区仮設団地)



**トレーラーハウス仮設住宅**

(岡山県倉敷市 柳井原仮設団地)



※建設型応急仮設住宅については、第一弾を想定して記載。用地調整中のもの、需要増による追加については順次実施。

# 平成30年7月豪雨における被災市町村への 応援職員の派遣について



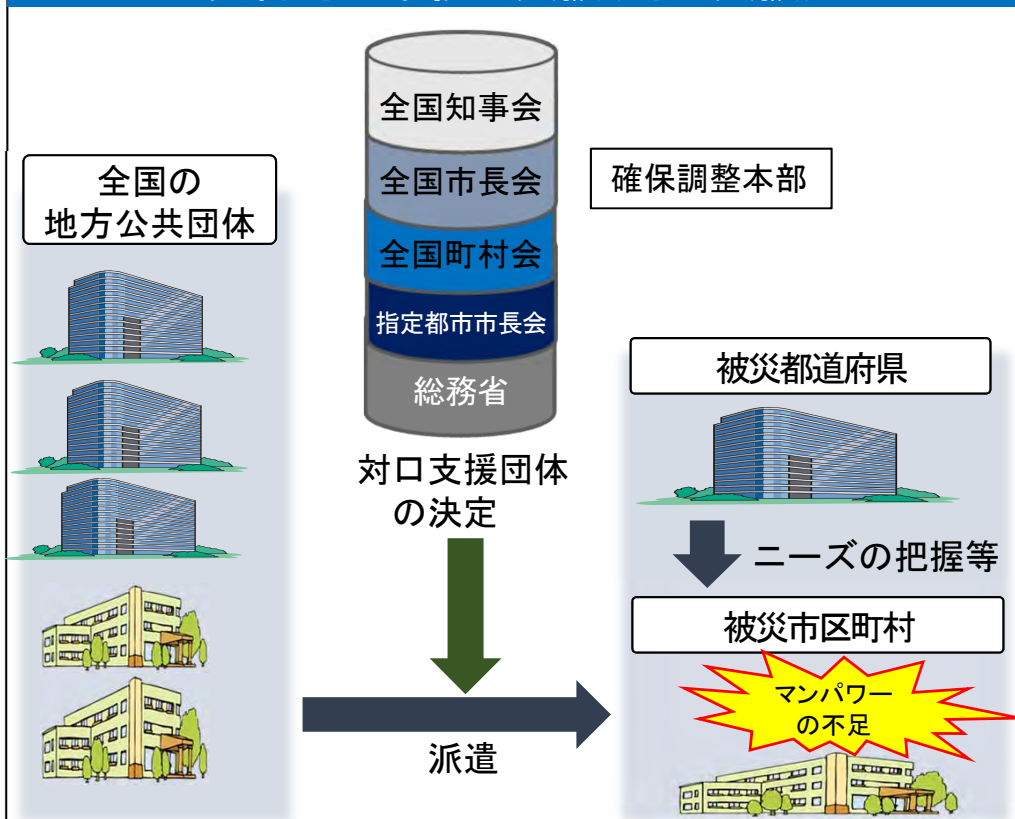
総務省自治行政局公務員部  
平成30年11月1日



# 被災市町村への応援職員の派遣①

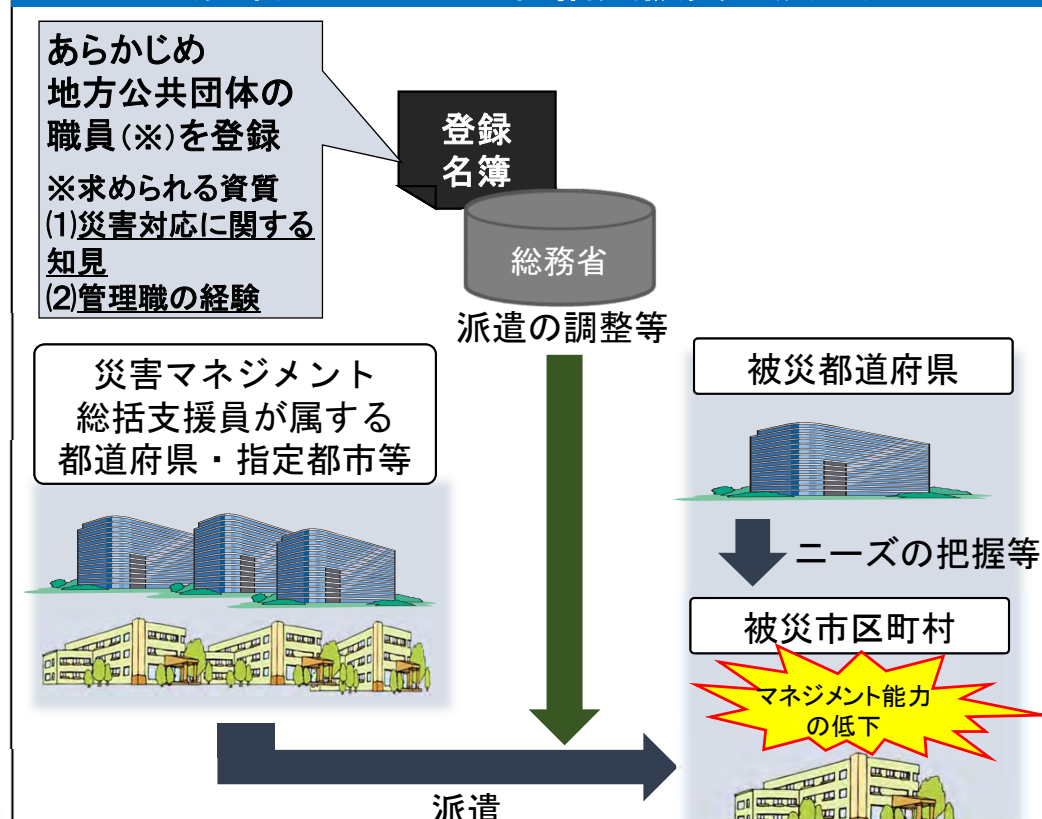
- 熊本地震の成果と課題を踏まえ、本年3月に「被災市区町村応援職員確保システム」を構築
- 同システムを初めて適用し、被災市町村へ応援職員を派遣

## ①避難所運営や罹災証明書交付等の災害対応業務の支援(対口支援)



- 被災地域ブロック内を中心とした都道府県及び指定都市が原則として1対1で被災市区町村を担当し、応援職員を派遣する「対口(たいこう)支援方式」で支援を実施
- それでも応援職員が不足する場合には、全国の地方公共団体が派遣
- 都道府県は、区域内の市区町村と一体的に支援を行うことが原則

## ②災害マネジメントの支援(災害マネジメント総括支援員の派遣)



- 被災市区町村の首長への助言等を通じて災害マネジメントを総括的に支援
  - ※ 熊本地震において、災害対応経験のある幹部職員が被災団体に派遣され、マネジメント機能が抜本的に改善された事例等を参考
- 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省が管理する名簿に登録 ⇒ メンバーシップの明確化
- 対口支援に伴い当該都道府県・指定都市等が派遣することが基本



# 被災市町村への応援職員の派遣②

- 中国・四国ブロック全体に被害が大きかったこと、被災市町村数が多かったことから、当初よりブロック外から対口支援団体を決定
- 対口支援団体：被災20市町に対し、29都道県市を決定し、延べ15,033名を派遣
- 災害マネジメント総括支援員（GADM）：被災10市町に対し、13都県市から32名を派遣

## 対口支援団体等の決定状況

※対口支援団体からの派遣開始日以降を  で塗色 赤字はGADMの派遣開始時期

被災県	被災市町村	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	7月21日	7月22日	7月23日
岡山県	岡山市									横浜市							
	倉敷市	熊本市G	東京都 埼玉県	福岡市							新潟県						
	総社市			仙台市	新潟市												
	高梁市		神奈川県														
	矢掛町		千葉県														
広島県	呉市		静岡県 兵庫県G												静岡県G		
	竹原市		浜松市 浜松市G														
	三原市		名古屋市														
	尾道市		長野県														
	府中市					宮城県	宮城県G										
	東広島市		愛知県														
	安芸高田市											北海道					
	江田島市		石川県	石川県G													
	海田町		富山県				富山県G					茨城県					
	熊野町		三重県														
坂町	川崎市G	川崎市											千葉市	千葉市G			
愛媛県	宇和島市		徳島県G	徳島県		大分県					福岡県 熊本県						
	大洲市		香川県	東京都G				香川県G									
	西予市		熊本市 横浜市G												熊本市G		
	松野町																長崎県

# 被災市町村への応援職員の派遣③

## 対口支援団体からの応援職員派遣実績

岡山県				広島県				愛媛県			
被災市町村	対口支援団体	延べ派遣人数	GADM	被災市町村	対口支援団体	延べ派遣人数	GADM	被災市町村	対口支援団体	延べ派遣人数	GADM
岡山市	横浜市 (7/18~8/11)	338名	—	呉市	静岡県 (7/9~8/31)	1,372名	兵庫県 静岡県	宇和島市	徳島県 (7/11~9/10)	606名	徳島県
倉敷市	東京都 (7/10~8/31)	2,106名	熊本市	竹原市	浜松市 (7/9~8/3)	216名	浜松市		大分県 (7/12~8/17)	606名	
	埼玉県 (7/11~9/1)	586名		三原市	名古屋市 (7/10~8/1)	438名	—		福岡県 (7/18~8/29)	745名	
	福岡市 (7/11~7/23)	466名		尾道市	長野県 (7/12~9/2)	258名	—		熊本県 (7/19~8/26)	518名	
	新潟県 (7/19~7/23)	112名		府中市	宮城県 (7/13~8/2)	382名	宮城県	大洲市	香川県 (7/10~8/17)	540名	東京都 香川県
総社市	仙台市 (7/10~8/31)	517名	—	東広島市	愛知県 (7/9~8/10)	389名	—	西予市	熊本市 (7/9~9/12)	1,498名	横浜市 熊本市
	新潟市 (7/12~8/31)	940名		安芸高田市	北海道 (7/18~7/24)	21名	—	松野町	長崎県 (7/23~9/7)	129名	—
高梁市	神奈川県 (7/10~8/15)	410名	—	江田島市	石川県 (7/10~7/29)	136名	石川県	合計	7団体	4,642名	
矢掛町	千葉県 (7/9~7/25)	40名	—	海田町	富山県 (7/10~9/15)	347名	富山県				
合計	9団体	5,515名				茨城県 (7/19~8/3)		158名			
				熊野町	三重県 (7/9~8/29)	740名	—				
				坂町	川崎市 (7/10~7/31)	341名	川崎市 千葉市				
						千葉市 (7/20~8/1)		78名			
				合計	13団体	4,876名					

# 対口支援団体の活動状況



建物被害認定調査打合せ  
(岡山県倉敷市)



建物被害認定調査  
(岡山県総社市)



避難所運営支援  
(広島県坂町)



物資搬入支援  
(広島県坂町)



避難所運営支援  
(愛媛県宇和島市)

## 評価できる事項

### ① 被災市町村へのGADM、対口支援団体の迅速な決定

- ・国によるGADMの派遣先選定により、初動時から災害マネジメント支援を実施
- ・被災県へ速やかに総務省職員を派遣し、関係団体と調整の上、迅速に対口支援団体を決定
- ・被害の程度や範囲を考慮し、対口支援団体を複数選定して、被災市町村の派遣要請に対応

### ② 対口支援方式による迅速・継続的な支援

- ・対口支援により応援先自治体が明確となり、同一市町村に対し、迅速・継続的な支援が可能
- ・都道府県と区域内の市区町村による一体的支援により、十分な人員を確保



## 課題と対応策

### ① 受援側でのシステムの認知度向上・受援体制の整備

- 初めてのシステム運用事例のため、内容についての認知度が低い
- 十分な受援体制が整備されておらず、ニーズの把握や円滑な応援職員の受入れ体制に課題
  - ・被災県：被災市町村の応援ニーズ把握、国との調整
  - ・被災市町村：応援ニーズの把握・伝達、応援職員の受入れ体制整備

⇒ 各種会議や説明会等、様々な機会を捉えてシステムの周知を実施  
内閣府、消防庁とも連携の上、受援計画の策定や受入れ体制整備を推進

### ② 円滑な派遣に向けた応援側の事前準備

- 被災地のニーズに合わせ、迅速に応援職員を派遣できるよう事前準備が必要
- ⇒ 事前の派遣候補者選定、研修等による人材育成を推進  
災害マネジメント総括支援員の登録を推進し、発災後速やかに先遣チームとして派遣することで、被災地のニーズ把握・迅速な派遣体制を強化

### ③ 情報連絡体制の整備

- 応援側・受援側・確保調整本部（総務省）間の認識に齟齬がないよう、情報伝達・共有方法の明確化や平常時からの連携・訓練が必要
- ⇒ 自治体や関係機関と協力した情報伝達・連携訓練の実施等により、システムの円滑な運用に努力



今回の災害での教訓を踏まえ、要綱の見直しや円滑な運用のためのマニュアル策定を実施